ふるさと納税ワンストップ特例制度のお知らせ

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、**一定の要件に該当する場合（ふるさと納税先団体が５団体以内の場合など）**、寄附先の各自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、**確定申告をしなくても寄附金税額控除（※）が受けられるようになる制度**のことです。

対象となる方は？
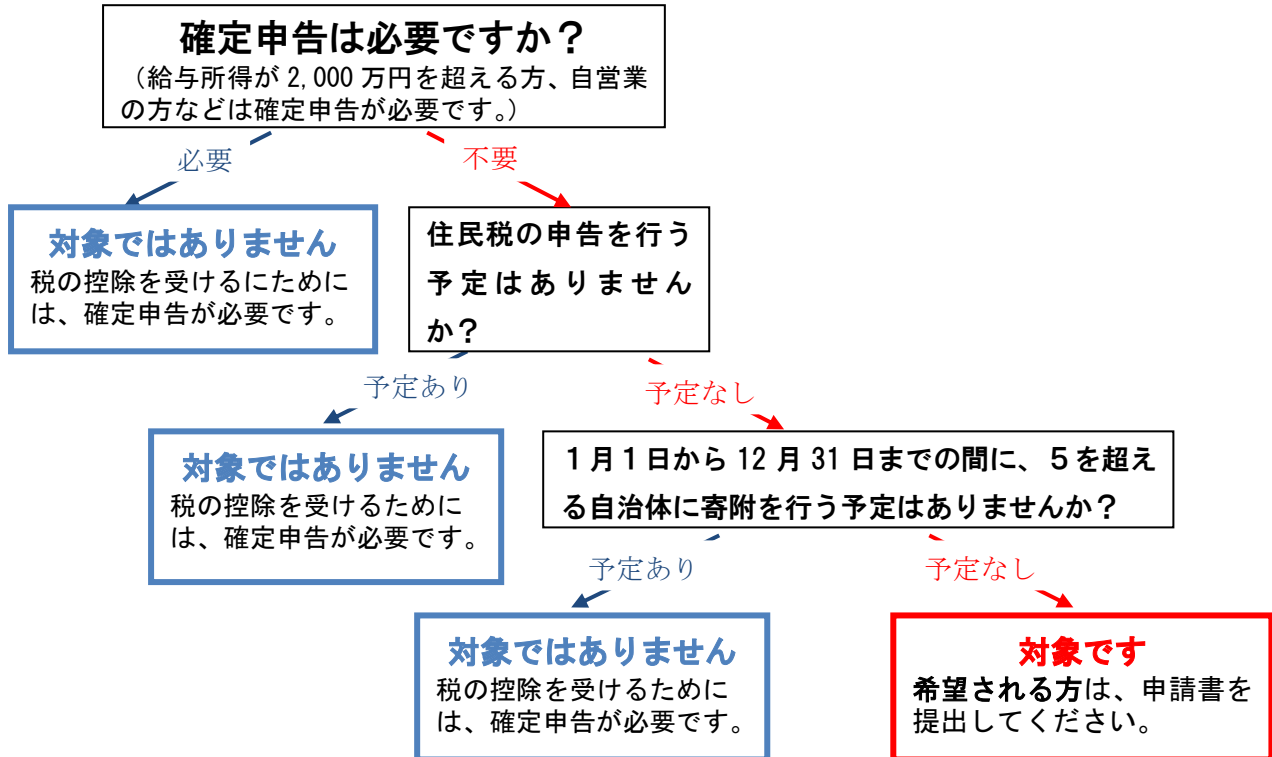
※　寄附金税額控除とは、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受けるためには、確定申告か、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続を行う必要があります。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、**所得税からの還付は発生せず**、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（**ふるさと納税を行った翌年の６月以降に支払う個人住民税が軽減されます。**）。

手続は？

岩手県にご寄附いただいた方には、「ふるさと岩手応援寄付寄附金受領証明書」などと一緒に**「申告特例申請書」をお送りします。**

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象の方で、制度の利用を希望される方は、必要事項を記載のうえ、**岩手県ふるさと振興部地域振興室まで**お送りください。

ご注意ください！

- 寄附の手続を完了しただけでは、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請は完了しません。**「申告特例申請書」を寄附先の各自治体に提出いただくことが必要**です。
- 提出期限までに「申告特例申請書」をご提出いただけなった場合、寄附金税額控除を受けるためには、確定申告の手続が必要となりますのでご注意ください。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する際は、番号確認とご本人の確認を行います。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する際にも個人番号の記載が必要になります。また、本人以外の者による成りすましを防止するため、①番号確認（正しい番号であるかの確認）と②ご本人の確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の２つの確認を行う必要がありますので、次の①または②の提出をお願いします。

個人番号カードの両面の写し

で**番号確認**と**ご本人の確認**を行います

②

通知カードの写し

または

住民票（番号付き）の写し

で**番号確認**

と

運転免許証などの写真付き身分証明書の写し

または

保険証の写し

または

年金手帳の写し

で**ご本人の確認**を行います

過去にふるさと岩手応援寄付への寄附をしたことがあり、①または②の書類を提出したことがある場合は、確認書類の再提出は不要です。

お問い合わせは、下記までお願いします。

（県への提出について）

岩手県ふるさと振興部地域振興室（電話 019-629-5184）

（制度について）

岩手県総務部税務課（電話 019-629-5144）